

別記様式(第1号)

## 農地転用等の通知書

このたび下記の土地についての農地法第 条第 項第 号の規定による  
(許可の申請)  
(届出)にあたり、地区除外処理規程第2条の規定に基づきあらかじめ通知  
します。

なお、同規程第3条の申入れ事項等については、別途協議し第6条の決済金について  
は、所定の方法によりこれを納付します。

平成 年 月 日

転用組合員 住所  
氏名 ㊟  
転用関係者 住所  
氏名 ㊟

波田堰土地改良区 理事長 殿

記

### 1. 土地

字名	番地	地目	用途	面積	転用面積	転用目的	転用 予定日	備考

### 2. 位置図

3. 農業委員会(都道府県知事)に(転用許可申請書)  
(転用届出書)を提出しようとする日

上記確認済

地区担当総代

㊟

別記様式(第3号)

## 地区除外申請書

平成 年 月 日通知に係る土地につき、平成 年 月 日以降これを転用するので、土地改良区の地区から除外されたく申請する。

平成 年 月 日

転用組合員 住所  
氏名 ㊟

転用関係者 住所  
氏名 ㊟

波田堰土地改良区 理事長 殿

(注) 転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

確 約 書

農地転用に伴ない下記事項について遵守致します。

平成 年 月 日

転用関係者氏名

印

波田堰土地改良区 理事長

殿

記

- 1 土地改良施設の利用を害さないための工事を施行します。
- 2 転用組合員又は転用関係者の責に帰すべき土地改良施設の毀損の復旧を行います。
- 3 汚濁物の水路への流入を防止します。
- 4 その他土地改良区の事業に支障を生ずる事業について必要な措置を講じます。
- 5 土地改良事業のための換地計画区画についてはそれに従います。